

# 仕事と育児の両立支援制度

育児のために休業したい！どれくらい休業できるの？

## 育児休業

- ・原則として、**子が1歳（保育所等に入れない等の場合は最長2歳）**に達するまで（父母ともに休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間）取得できます。
- ・特別の事情がない限り、休業は1人の子につき1回（1歳6か月、2歳までの休業は別に取得可能）ですが、子の出生後8週間以内に最初の休業を取得した場合は、特別な事情がなくても、再度休業を取得できます。
- ・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば、取得できます。
  - ①入社1年以上であること
  - ②子が1歳6か月（2歳までの休業の場合は2歳）に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

子どもが熱を出して、休まなければいけないけど、どうしよう・・・

## 子の看護休暇

- ・小学校入学前の子について、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために休暇を取得できます。
- ・小学校入学前の子が**1人の場合は年間5日、2人以上の場合は10日**利用できます。
- ・**半日単位**で利用できます。
- ※令和3年1月1日からは**時間単位**で利用できるようになります。

小学校入学前とは、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までの期間のことです。

残業を免除してほしい！

## 所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する労働者が事業主に請求した場合、所定外労働を免除します。

少しなら残業できるけど、長時間はできない・・・

## 時間外労働の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、時間外労働を1か月24時間、1年150時間以下にします。

深夜の就業を免除してほしい！

## 深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、22時～5時の就業を免除します。

保育所の送迎があるので、勤務時間を短くできないかな？

## 所定労働時間の短縮措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に関して、**1日の所定労働時間を6時間とする制度等**を設けなければなりません。

休業中の収入面が心配・・・

## 育児休業給付金

雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として**育児休業開始前賃金の67%（休業開始から6か月経過後は50%）**が支給されます。詳細はハローワークへ。

育児・介護休業法では、育児休業等の制度の申出や取得等を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しています。

## ハラスメント防止措置義務

事業主は、上司・同僚からの育児休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じなければなりません。



「くるみん」

子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた旨を示すマークです。

※入社1年未満の労働者等は制度の対象外となる場合があります。